

第8期荒川区高齢者プランを策定

誰もが安心して暮らせる 「生涯健康都市あらかわ」の実現に向けて

区では、令和3～5年度の3か年を計画期間とする「第8期荒川区高齢者プラン」を策定しました。

今号では、第8期プランの概要（施策の推進・介護保険事業計画）、介護保険料の改定等について、お知らせします。

問合せ 福祉推進課管理係 ☎内線2611



高齢者プランとは

老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画および介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を一体のものとして策定するプランで、3年に1度改定しています。

第8期プランの全文は

第8期プランの全文は、区役所2階福祉推進課・地下1階情報提供コーナー、荒川区ホームページで閲覧できます。

なお、4月上旬以降、情報提供コーナーで、冊子を有償頒布（1冊450円）します。

▶「安心して住み続けることができるまち あらかわ」を目指して

区は「第8期荒川区高齢者プラン」を策定し、第7期プランの地域包括ケアシステムの5本柱（生活支援・介護予防・介護・住まい・医療）を継承しつつ、地域共生社会実現への取り組み等を基本方針に据えて、より一層、地域包括ケアシステムの推進を図っていくこととしました。

令和3年4月施行の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」においても、地域を支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援の実現等を目指すとされており、区では、第8期プランに掲げた施策や事業を着実に推進し、「地域の連携と支援により、安心して住み続けることができるまちあらかわ」を目指して全力で取り組んで参ります。

区民、事業者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、日夜、さまざまな分野においてご尽力いただき、心から感謝申し上げます。

区では、引き続き、医療機関や介護・障害福祉サービス事業所とその従事者の皆様への支援を、適時適切に行って参ります。

さて、本年1月1日現在、荒川区の高齢化率は23.2%で23区の中でも5番目と高く、令和7年には団塊の世代が75歳以上となることから、後期高齢者の割合がさらに増加することが見込まれます。

こうした状況を踏まえ、



荒川区長
にしかわ たいいちろう
西川 太一郎